**平成２９年（フ）第９５１号**
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園14番地１
アドミラブールＡ棟201号
破産者　濱本　祐太
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第６１号**
広島市西区楠木町３丁目12番９－501号
破産者　川田　康行
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２６９号**
香川県高松市高松町1161番地２
破産者　三好　武男
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２１７号**
香川県高松市多肥上町1451番地
破産者　山本　健司
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１５４号**
香川県綾歌郡宇多津町浜七番丁101番地３
（サンビレッジ八番街Ａ－102）
破産者　小岡　康子
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

**平成３０年（フ）第３号**
福岡県飯塚市片島１丁目２番13号　アーバン片島502号（前住所　福岡県飯塚市新飯塚18番８号　竹助）
破産者　文野　正勝
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成３０年（フ）第１２号**
大分市賀来南２丁目５番20号（ディアス賀来Ａ101）
破産者　今村美穂子
１　決定年月日　平成30年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１４７号**
福島県郡山市赤木町26番15号　朝日プラザエザース中央804号
破産者　石黒　拓哉
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２９年（フ）第８４７号**
横浜市旭区左近山1997番地７　左近山団地２街区15棟405号
破産者　山梨　　貴
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２８６７号**
横浜市港南区港南台２丁目２番９－301号
破産者　林　　政通
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第４０号**
神奈川県大和市南林間４丁目６番20号　メゾン南林間６　101号
破産者　宮尾　　淳
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第５号**
富山市大栗16番地17、前住所富山市針原中町511番地５
破産者　加藤真奈美（旧姓松岡）
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２５５号**
愛知県碧南市鶴見町１丁目１番地　アイリス北新川Ｂ棟101号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町中宿148番地11
破産者　永尾ミゲルこと　ナガオ　アルテアガミゲル　アンヘル
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第３８３号**
愛知県刈谷市末広町１丁目17番地８、前住所名古屋市名東区植園町２丁目１番地
破産者　伊藤真由美（旧姓新家）
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第３９６号**
名古屋市名東区一社１丁目127　パールハイツ205号、住民票上の住所岐阜県可児市川合604番地　ＥＡＳＴ－403
破産者　佐藤　健一
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第４５１号**
愛知県岡崎市竜泉寺町字下北野尻43番地９
破産者　牧野　　聖
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第４８６号**
愛知県西尾市戸ケ崎５丁目９番地24　フィールド　大山101号室
破産者　大井　　正徳
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第２３６号**
神戸市中央区浜辺通６丁目２番20号　金剛堂ビル303、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬165番地の108
破産者　センチュリーオートこと　田原　清志
１　決定年月日　平成30年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係